

戸籍事項証明書等郵送請求書

備前市長あて

令和 年 月 日

請求者	住所	〒		
	ふりがな		電話番号（日中に連絡の取れる電話）	
	氏名			
	筆頭者との関係	本人・夫・妻・子・父母・祖父母・孫		
※ 最近2週間以内に戸籍の届出をされた場合は、その種類と提出先の役所名をお知らせください。 年 月 日に 届を 市区町村へ提出				

本籍地	岡山県備前市			番地
ふりがな		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	
筆頭者名 <small>（戸籍のはじめに名前がある人）</small>			年 月 日	
ふりがな		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	
必要な人の名前 <small>（個人事項証明書、身分証明書）</small>			年 月 日	
使用目的 誰のどのような記載が必要か、 具体的に記入してください。	<input type="checkbox"/> 公的年金の申請…国民・厚生・共済・その他（ ）			
	<input type="checkbox"/> 相続 亡くなった方（ ） 死亡日（ 年 月 日 ） 請求者との続柄（ ） （誰： ）の名義の（何： ）を相続するため （提出先： ）に提出 ※〇〇銀行△△支店など、詳しく記入 ※提出先が複数ある場合は、「必要通数分記入」			
	<input type="checkbox"/> （誰： ）の現在の戸籍を（ ）通 <input type="checkbox"/> （誰： ）の出生・婚姻から現在・死亡までの戸籍を（ ）組 <input type="checkbox"/> （誰： ）の死亡時の戸籍を（ ）通 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	<input type="checkbox"/> 戸籍届出用…婚姻・離婚・転籍・その他（ ）			
	<input type="checkbox"/> 附票 必要な住所（ ）から（ ）まで ※記載する項目に☑ 【☑がない場合は省略】 <input type="checkbox"/> 戸籍の表示（本籍及び筆頭者の氏名） <input type="checkbox"/> 在外選挙人名簿に登録された旨及び当該登録された区市町村名 ※第三者が請求する場合は原則省略			
<input type="checkbox"/> その他（具体的に記入）				

	全部事項証明書（謄本）	個人事項証明書（抄本）	手数料
戸籍	通	通	1通450円
除籍	通	通	1通750円
改製原戸籍	通	通	1通750円
戸籍の附票	通	通	1通300円
身分証明書（注）		通	1通300円
独身証明書（注）		通	1通300円

（注）身分証明書、独身証明書を本人（身分証明書は本人及び親権者）以外が代理で請求する場合には、委任状が必要です。

裏面もご確認ください

郵便での戸籍謄抄本等の取り寄せ要領について

①切手を貼り、住所・氏名を記入した返信用封筒（返送先は請求者の現住所を記入してください。）

複数請求される場合や、より確実な配達方法（書留、簡易書留など）、速達を希望される場合は必ず予備の切手を同封してください。

②手数料

郵便局で手数料分の「定額小為替」を購入し、**無記名のまま**同封してください。

※出生から死亡までの戸籍の場合、多めの手数料として1セット3,000円程度の定額小為替を送付してください。おつりはお返しいたします。

また、不足が生じた場合は追加で送って頂きます。（その際は電話でお知らせします。）

※手数料の金額は市区町村によって異なる場合がありますので、請求される市町村へお確かめのうえ、ご請求ください。

③本人確認資料

現住所の記載された請求者本人を確認できる書類（個人番号カード・運転免許証・健康保険証【保険証の記号・番号が見えないようにマスキングしたうえでコピー】など）の**コピー**を同封してください。**裏に現住所の記載がある場合には、裏面のコピーも必要**になります。

④申請書

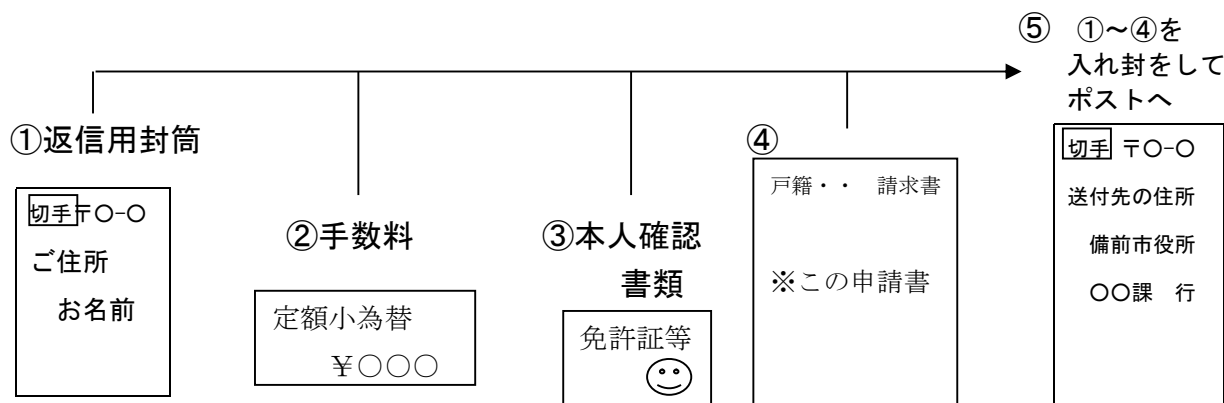
表面の戸籍事項証明書等郵送請求書に必要事項を記入してください。

（昼間の連絡先、電話番号を必ず記入してください）

⑤送付先

①②③④を同封し、次の送付先にご請求ください。

〒705-8602	岡山県備前市東片上126番地	備前市役所 市民課
〒701-3292	岡山県備前市日生町日生630番地	備前市日生総合支所
〒709-0224	岡山県備前市吉永町吉永中878番地	備前市吉永総合支所



☆ご注意いただきたい点

- ・戸籍（除籍）謄抄本、附票、身分証明書等は**本籍地**で発行します。
- ・戸籍を請求できる方は、**本人**、**配偶者**、**直系の尊属**（親・祖父母等）・**卑属**（子孫等）の方です。
それ以外の方が請求される場合は、請求できる方の委任状（原本）を同封いただくか、その戸籍を請求する理由を明らかにする必要があります。（場合によっては契約書等の資料の提出が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。）
- ・戸籍は一般的に、ご夫婦と未婚の子どもで1つの戸籍を構成します。
- ・筆頭者は、夫または妻のどちらかで、亡くなくても筆頭者は変わりません。
- ・備前市は平成19年2月17日に戸籍を改製していますので、それ以前に除籍された方は、新しい戸籍に記載されません。必要に応じて改製原戸籍を求めてください。
（戸籍の改製の時期は、市町村により異なります）

※お願い…郵送の場合、配達の日数と市役所での処理日数が必要ですので、日数に余裕をもってご請求ください。